

茨木市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（火災を除く。以下「災害」という。）によって市内で生じた被害について、同法第90条の2に基づき市が証明書（以下「罹災証明書等」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、「住家」とは現に居住のため使用している建物をいい、「非住家」とは住家以外の建築物をいう。

(罹災証明書等の種類)

第3 罹災証明書等の種類は、次のとおりとする。

(1) 罹災証明書 住家について、市が現地調査等により、災害による罹災の事実を確認することができた場合に、その被害の程度を証明するもの

(2) 罹災届出証明書 次に掲げる物件等の罹災状況について、被害を受けた事実を市長に届け出たことを証明するもの

ア 住家及び非住家並びにそれらに付帯する工作物

イ 自動車、家財道具等の動産

ウ その他市長が適当と認めたもの

2 罹災証明書等において証明する事項は、災害によって生じた被害に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(交付の対象)

第4 罹災証明書の交付対象は、災害により被害を受けた住家の所有者、使用者又は管理者とする。

2 罹災届出証明書の交付対象は、罹災の事実について市長に届出した者とする。

(申請)

第5 罹災証明書等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明交付申請書（様式第1号）又は罹災届出証明交付申請書（様式第2号）に、被害状況が確認できる写真及び被害場所の位置図、その他市長が特に指定する書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、添付することができないことにつき正当な理由がある場合は、その添付を省略することができる。

2 罹災証明書の交付申請の期限は、災害による被害を受けた日から1か月

以内とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

- 3 申請者は、第1項の規定による申請をするときは、運転免許証又は旅券、その他本人であることを示す書類を提示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(交付)

第6 市長は、第5第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める罹災証明書等を申請者に対して、遅滞なく交付するものとする。

- (1) 市が現地調査等により、災害による住家の被害の程度について、別表の被害認定基準に該当するものであることを認定した場合 罹災証明書(様式第3号)

- (2) 前号の規定による認定の対象とならない場合又は災害と被害との因果関係を確認することができない場合 罹災届出証明書(様式第2号)

- 2 市長は、前項の規定により既に交付した罹災証明書等と同一の証明内容について申請があったときは、第5第1項に掲げる書類の添付及び申請内容の審査を省略して罹災証明書等を交付するものとする。

(再調査の申請)

第7 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該証明書及び被害認定再調査申請書(様式第4号)を提出して行うものとする。

(代理人)

第8 第5第1項の規定による申請及び第6第1項に規定する罹災証明書等の受領は、罹災者の代理人が行うことができる。

- 2 代理人が前項の申請又は受領を行うときは、委任状(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる者が代理人になるときは、この限りでない。

- (1) 罹災者が個人の場合にあつては、その同居の家族

- (2) 罹災者が法人の場合にあつては、当該法人の社員

- (3) その他市長が適当と認めた者

(罹災証明書等の交付による証明事項の取消し等)

第9 市長は、罹災証明書等の交付を受けた者が偽りその他不正の手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められたときは、当該証明書で証した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により、証明事項を取り消された者は、直ちに当該証明書を市長に返還しなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年9月4日から実施する。

別表（第6関係）

	被害種類	認定基準
住家の被害	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの

床上浸水	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊には該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない程度のもの
床下浸水	住家が床上浸水に至らない程度に浸水したもの

備考

- 1 この表の被害認定基準は、「災害の被害認定基準について（令和3年6月24日付府政防第670号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」、「浸水等による住宅被害の認定について（平成16年10月28日付府政防第842号内閣府政策統括官（防災担当）」及び「災害報告取扱要領等の一部改正について（令和5年5月12日付消防庁長官）通知」に基づくものである。
- 2 この表において「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至った状態をいう。
- 3 集合住宅にあっては、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。ただし、水害における浸水等により、各住戸間で明らかに被害の程度が異なる場合には、住戸ごとに判定のうえ、認定するものとする。
- 4 この表において「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 5 この表の被害認定基準に基づく住家の被害認定に係る具体的な調査及び判定の方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年3月内閣府（防災担当）」に定めるところによる。

罹災証明交付申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

申請者（ふりがな）

氏名

又は

名称

罹災世帯主とのご関係

本人 同居家族 その他（ ）

〒

住所

又は

所在地

電話番号

生年月日 年 月 日

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

□には✓印でチェック

罹災原因	年 月 日の（ ）による
罹災世帯主	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる（以下に記載） 【氏名】 【生年月日】 年 月 日 【住所】
罹災物件所在地	<input type="checkbox"/> 罹災世帯主の住所と同じ ※借家の場合➡ <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 罹災世帯主の住所と異なる（住所又は所在地を記載してください） （茨木市 ）
判定方式	（自己判定方式を希望される場合は、次の□にレ印でチェック） <input type="checkbox"/> 一部損壊で了解しました <被害状況が分かる写真> 【電子申請・郵送の場合】 添付してください 【窓口にお越しの場合】 提示してください
同意事項	<input type="checkbox"/> 被災者の援護にあたり必要な範囲で、茨木市が世帯状況、市府民税の課税状況等の情報を利用することに同意します。

※ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面等の情報を利用する場合があります。

※ 申請された情報は、災害対策基本法90条の3に基づく被災者台帳に記載され、茨木市が援護の実施等に利用する場合があります。

【市処理欄】

本人確認資料

運転免許証 マイナンバーカード パスポート 健康保険証 その他（ ）

処理状況

- 入力済み 処理日（ 月 日）
- 発行済み 処理日（ 月 日）
- 手交（発送）済み 処理日（ 月 日）

受付印

被災家屋調査票番号 :

罹災届出証明交付申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

申請者（ふりがな）

氏名

又は

名称

住所

又は

所在地

電話番号

※本人確認書類のご提示をお願いします。

下記のとおり、罹災したことを届出します。また、届出したことを証明願います。

□には✓印でチェック

申請人と罹災対象との関係	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 担保権者 <input type="checkbox"/> その他（ ）
罹災年月日	年 月 日 時 分ごろ
罹災原因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> その他（ ） 災害名（ ）
罹災場所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者の住所と異なる（住所又は所在地を記載してください） （茨木市 ）
罹災対象	<input type="checkbox"/> 住家 ➡（ <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸家 ） <input type="checkbox"/> 非住家 <input type="checkbox"/> 付帯工作物 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 家財道具等の動産 <input type="checkbox"/> その他（ ）
罹災内容	
証明書の提出先	<input type="checkbox"/> 市役所 <input type="checkbox"/> 税務署 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）

罹災届出証明書

上記のとおり罹災届出を受理したことを証明します。

年 月 日

茨木市長

印

この証明書は、罹災の状況を市に届け出たことを証明するものです。
この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年月日の	による
------	------	-----

被災住家*の所在地	茨木市
住家*の被害の程度	<input type="radio"/> 全壊 <input type="radio"/> 大規模半壊 <input type="radio"/> 中規模半壊 <input type="radio"/> 半壊 <input type="radio"/> 準半壊 <input type="radio"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	

※ 住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

茨木市長

印

- ① この証明書は、災害救助の一環として茨木市が確認できる罹災程度について証明するものです。
- ② この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。
- ③ 罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができます。

※太枠内に記入

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">被害認定再調査申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">（申請先）茨木市長</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">申請者</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">氏名又は名称</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">〒</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">住所又は所在地</p> <p style="margin: 0 0 0 40px;">電話番号</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり被害の程度について、再調査を申請します。</p>	
再 調 査 理 由	
再 調 査 理 由 となる被害の程度	

【市処理欄】

交付済証明書番号		証明年月日	
罹 災 原 因	年 月 日の による		
被 災 家 屋 第（ ）次調査	被災家屋調査票番号	被害の程度	備考
罹災対象所在地	受 付 印		
申請人と罹災者 との関係	本人・同居の家族・代理人・ その他（ ）		

様式第5号（第8関係）

委任状

（あて先） 茨木市長

（代理人）

住 所

氏 名

私は、上記代理人に、

罹災証明等交付申請

罹災証明書又は罹災届出証明書の受領

に関する権限を委任します。

年 月 日

（委任者）

住 所

氏 名

⑩

※自署の場合は押印不要です。